松本会計通信

2008年5月1日(木)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

税務署がやってくる

招かれざる客?

「税務署がやってくる」といっても税務署 という建物がやってくるわけがありません。 税務署の調査官が来るのですが、日頃の 納税のお礼にではなく税務調査の為にです。

税務署から電話がきたら

一般に税務調査に先立って、事前に電話 連絡がはいります。電話連絡は日程の調整 が目的ですので、スケジュール面で都合が 悪ければ調整してもらえます。

税理士に頼まずに自分で申告をしていた のですけれど、この際税理士に立会っても らうようにしたいといった要望は、通常受 け入れられます。

税理士の代理権限証書付きで税務申告書が提出されていれば、通常税理士に連絡が入ります。納税者に直接連絡がきたような場合には、日程を含めて税理士と相談した上で返事しますと応ずればすみます。

突然やってきたら

事前の通知が原則とはいえ、調査官がいきなりやってくることがあります。飲食、小売など俗に現金商売といわれる業種の場合、やむをえないものとして扱われていますので、拒否しきれないのが実情です。

消防署員や警察官を装っての詐欺が横行しています。税務署員を騙った詐欺も例外ではありません。警察手帳だって、調査官の身分証明書だって、それが本物とどう証明できるのでしょう。知らない人をすぐに信用するのは危険な時代となりました。

いきなりの訪問には、近くの喫茶店ででも待機していてもらい、その間に本人を確認、税理士立ち会いのもとで調査を受ける、そのぐらいの警戒心も必要です。

あくまで任意調査であって、査察などの 強制調査でないのであればですが。

